

安城市 協働に関する指針（案）

～（サブタイトル予定）～

2012.1.29 わくわく交流会用



安 城 市

協働に関する指針の構成図

安城「協働」の風車

【風車の風】

第3章 「協働」を推進する
方向性 -

【風車の羽根】

- 第2章 「協働」を
推進するために -

翼 : ひと

翼 : 情報

翼 : 場所

翼 : お金

【風車の胴体】

- 第1章 「協働」に関する
基本的内容 -

目 次

はじめに	1
第1章 「協働」に関する基本的内容	
1.「協働」とは	3
2.誰が「協働」に取り組むのか	6
3.「協働」がもたらす効果	8
4.「協働」をするときに大切なこと	9
5.どういう場面で「協働」ができるのか	11
第2章 「協働」を推進するために	
1.安城市における「協働」の現状と課題	17
2.「協働」を推進するために必要なもの	24
3.あんねっとが考えた持続可能な協働推進のしくみ	25
4.あんねっとからのメッセージ ~私たちの考える協働~	35
第3章 「協働」を推進する方向性	
1.協働を推進するための具体的施策	36
2.協働を推進するための制度など	39
3.協働を推進するための体制	44
4.始まります！市民協働のまちづくり	46
< 参考資料 >	47

はじめに

この指針は

現在、安城市をよりよくするために多くの方々が活動しています。例えば、地域で活躍する町内会や、学校に関連するPTA・子ども会など。また、地域福祉を支える社会福祉協議会などの事業者や、環境・防犯・防災などテーマごとに活躍する市民活動団体があり、それぞれ活動している分野は違いますが、目指す方向は同じく「安城市をよりよくするために」取り組んでいます。

国では、「新しい公共」という考え方に基づいて、これから公共を担うのは行政だけでなく、NPO法人などの市民活動団体であると認め、認定NPO法人制度の緩和など、NPO法の改正により団体を支援する政策が進められています。

安城市でも、町内会等の既存の組織との協働に加え、今回、あらたに「新しい公共」の担い手としてのNPO法人などの市民活動団体との協働へと拡大・発展するように、この「協働に関する指針」を策定しました。主に、市民活動団体との協働事業を促進する人材の育成や情報の扱い方、資金支援のあり方についてまとめています。

これから市民活動を始めようと考えている皆さん、また、活動範囲をさらに広げようという団体の皆さんにこの指針を読んでいただき、今後の活動に「協働」という視点を加えていただくことを望みます。

「新しい公共」とは

従来は、官が独占してきた領域を「公（おおやけ）」を開いたり、官だけでは実施できなかった領域を官民協働で担ったりするなど、市民、NPO、企業等が公的な財やサービスの提供に関わっていくこと。

【出典：愛知県ウェブサイト】

協働に関する指針を考える市民会議（略称：あんねっと）について

この指針の内容は、公募市民・関係団体代表・市職員プロジェクトチームで組織する「協働に関する指針を考える市民会議（略称：あんねっと）」で出された意見を参考にまとめたものです。

あんねっとは、平成21年12月に「安城市市民参加条例と協働に関する指針を考える市民会議」として発足し、平成22年4月に施行した安城市市民参加条例と、この協働に関する指針の策定を目的に活動している団体です。公募市民16人、関係団体代表5人、職員プロジェクトチーム11人で毎月1回程度の会議を開催してきました。

この指針の構成は

この指針は、3つの章に分かれています。

第1章は、まずは「協働とは」を理解するために基本的な内容をまとめています。

第2章は、平成23年7月に市民2,000人を対象に実施した「市民協働に関するアンケート調査」の意見を参考に協働を推進するための現状と課題を分析するとともに、あんねっとが考えた具体的なしくみをまとめています。

第3章は、市として協働を推進していくための方向性について、具体的施策や制度などをまとめています。

あんねっとと市が協働で進めてきた成果を、この指針として取りまとめました。

第1章 「協働」に関する基本的内容

1. 「協働」とは

市民、市民活動団体、事業者および市がそれぞれの良さや強みを持ち寄って、「サラダ」のようにお互いを活かし合うことにより、地域の課題を解決し、安城のまちをよりよくしていくことをいいます。



※「サラダ」のようにとは

レタス・トマト・にんじん・きゅうりなど、それぞれの素材の良さや持ち味を活かしあって、一つの美味しい「サラダ」をつくるというイメージです。

(1) なぜ、安城市で協働なのか？

安城市は、かつては「日本デンマーク」と呼ばれるほどの農業先進都市でしたが、昭和の高度経済成長とともに、自動車産業を中心とした工業への転換が進み、まちの風景も様変わりしてきました。

農業文化の歴史を持つ安城市では、旧来、農村集落などで形成する「助け合いの精神」で地域の課題を解決してきました。しかし、まちの主要産業の変化や人口の流入、社会における価値観の変化など時代の流れとともに、自分や家族でできることは自分達でする（自助）、自分達でできないことは隣近所や地域でする（共助）、地域でも解決できない大きな課題は公的機関がする（公助）、いわゆる「自助・共助・公助」の精神も薄らぎつつあります。

これからの時代、社会情勢や経済情勢が変化し、価値観が多様化していく中で、「だれもが幸せに暮らし続けられるまち」を次世代へと引き継いでいくためには、私たち一人ひとりが、自ら考え行動する自立した市民として、また、まちづくりの担い手として助け合い、協働することが求められています。

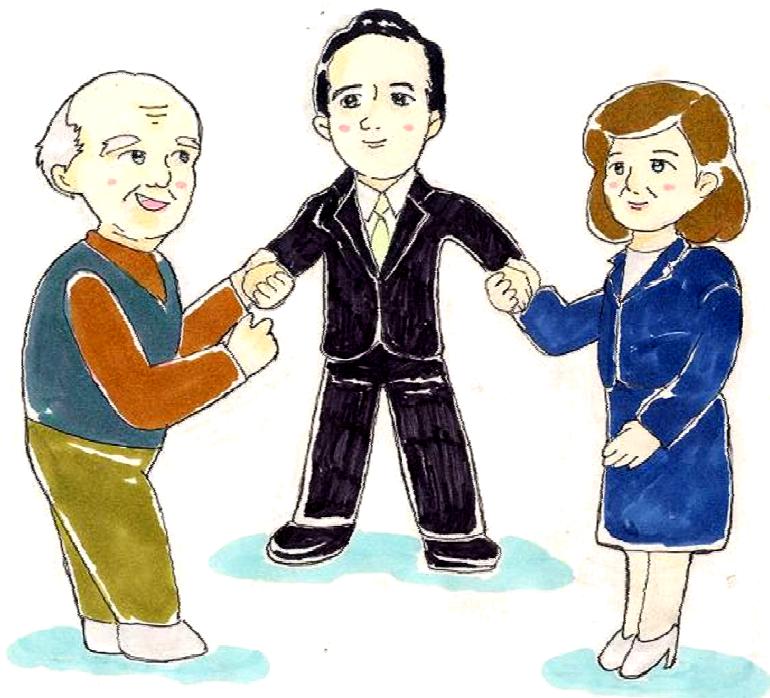
(2) 安城市的協働によるまちづくり

安城市では、農村集落から発展した地域コミュニティを中心にまちづくりを行ってきました。地域コミュニティを代表する町内会への平均加入率は73.9%（平成23年4月現在）であり、これからも町内会と市との連携によって地域づくりを進めていく重要性が認識されています。

一方、地域の課題解決やまちづくりに、町内会などの地域コミュニティとは別の視点や方法で取り組むNPO法人などの市民活動団体が近年注目されてきました。

安城市では、従来からの方法である地域コミュニティとの連携を大切にしつつ、NPO法人などの市民活動団体への支援を通じ、様々な公共の担い手が活躍することによって、地域の課題解決やまちづくりを協働で取り組むようを目指します。

そのためには、町内会などの地域コミュニティと市との連携だけでなく、NPO法人などの市民活動団体との協働の中に市も加わり、安城市のまちづくりを進めていきたいと考えます。



2. 誰が「協働」に取り組むのか

(1) 協働の担い手

安城市で協働を推進していくために、誰が協働の担い手となり、どのように役割を分担していくべきでしょうか。

この協働に関する指針では、主な協働の担い手を次のように分けて考えます。

①市民

②市民活動団体

③事業者

④市

(2) それぞれの果たす役割

協働の担い手は、それぞれの責任と役割を分担して行います。

①市民の役割と責任

- ・自らが暮らす社会に関心を持つ。
- ・市民活動やまちづくりを理解する。
- ・自らできることを考え、行動する。
- ・市民活動やまちづくりに参加する。
- ・協働するという意識を持つ。
- ・全体の利益＝公益性を意識する。

②市民活動団体の役割と責任

- ・社会的責任を自覚する。
- ・団体の特性を活かす工夫をする。
- ・地域の課題解決に取り組む。（公益性を持つ）
- ・広く市民の理解を得るよう努める。
- ・市と協働するにあたっては、公共性・公益性に配慮し、情報公開と説明責任を果たす。

③事業者の役割と責任

- ・地域社会の一員として共に活動する。
- ・市民活動および協働に関する理解を深め、その発展と推進に協力・支援するよう努める。（人材、物資、資金、情報などの社会資源を提供するなど）

④市の役割と責任

- ・市民活動団体の自主性、自立性を尊重する。
- ・協働を推進するための基本的かつ総合的な施策を策定する。
- ・協働を推進するための機会の提供と環境整備に努める。
- ・市職員に対する啓発・研修を実施し、市民協働の重要性の認識を深める。

3. 「協働」がもたらす効果

(1) 協働の効果は?

協働は、なんでもできる魔法の力のようですが、決して万能ではありません。

協働の効果は、多様な人材が活かせることや、それぞれの強み弱みを補完し合えることがあります。

他にも、例えばひとりではできないことも助け合うことで達成できるようになったり、市の独占分野であった行政活動の領域を市民とともに取り組むことにより、市民が主役のまちづくりを実現することもできます。

また、住民自治を促進する効果だけでなく、地域の連帯感や絆の再生にもつながります。

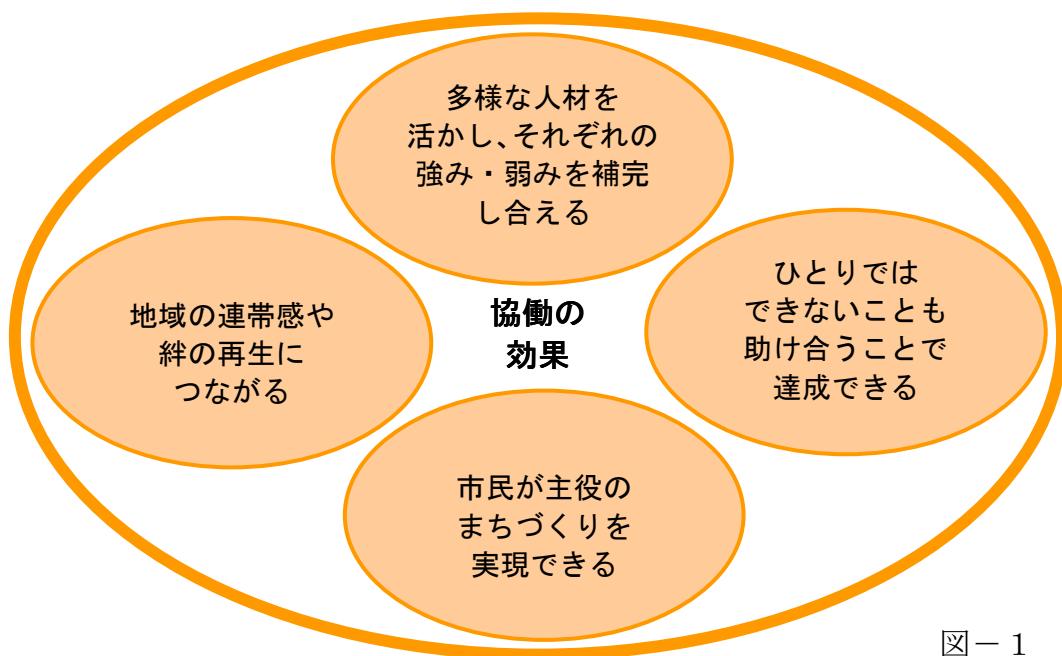


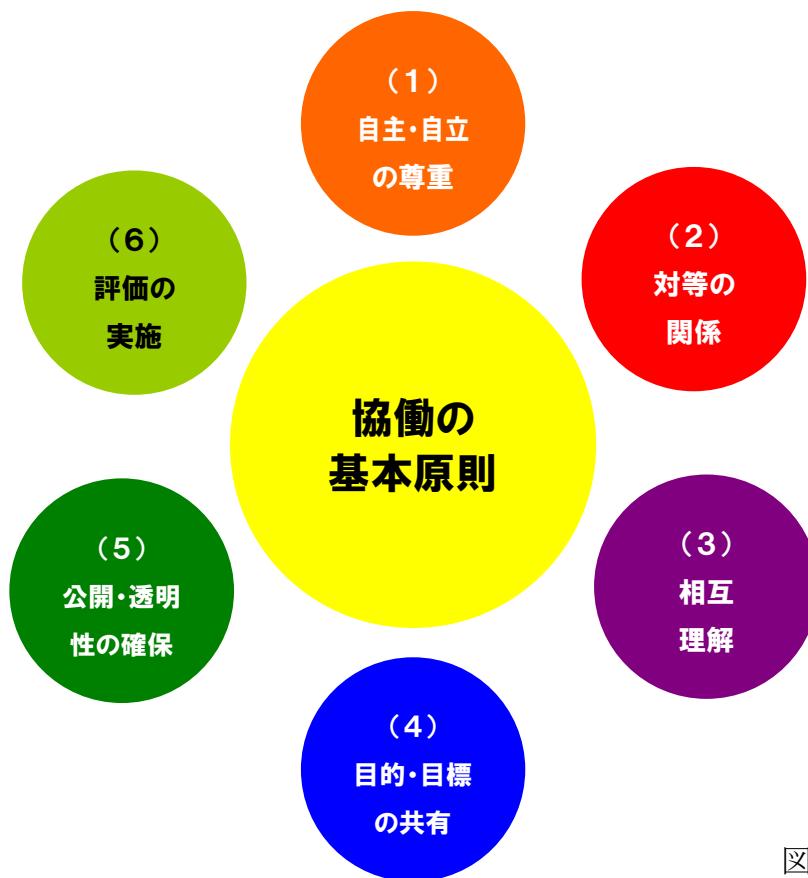
図-1

4. 「協働」をするときに大切なこと

「協働」は相手があつて始まります。しかし、人・組織はそれぞれの考え方や価値観に基づいて活動していて、いざ協働しようとしても活動に対する想い、合意形成の方法、事業の進め方など様々です。

そこで、協働をするときは、次の6つの基本原則（ルール）をお互いに確認し合い、同じスタート位置に立つことから始めます。

そして、上手にコミュニケーションを取りながら進めることができ、協働事業を成功させる近道です。



図－2

(1) 自主・自立の尊重

協働する者同士は、自主的・自発的に考えて行動します。それぞれが自立した存在であることが大切です。

(2) 対等の関係

協働する者同士は、お互いを尊重し、対等な関係において行動します。

(3) 相互理解

協働する者同士は、それぞれの考えを理解した上で、得意分野を持ち寄つて補完し合います。

(4) 目的・目標の共有

協働する者同士は、協働のための目的や目標を、お互いに共有します。

(5) 公開・透明性の確保

協働する者同士は、取り組み過程などの情報を積極的に公開し、透明性を確保します。

(6) 評価の実施

協働する者同士は、その活動を評価・検証し、さらに次のステップへ進むための方向付けに役立てます。

5. どういう場面で「協働」ができるのか

(1) 市民活動団体と市が協働する領域と形態

協働とは、パートナーとどのように関わり合う状態のことを言うのでしょうか。ここでは具体例として、市民活動団体と市が協働をする場合の関わり方を領域として考えます。

市民活動団体と市の領域として、それぞれが独自で活動する領域から双方が協働で活動する領域まで5つの領域があります。

(市民活動団体の領域)

(市民活動団体と市が協働していく領域)

(市の領域)

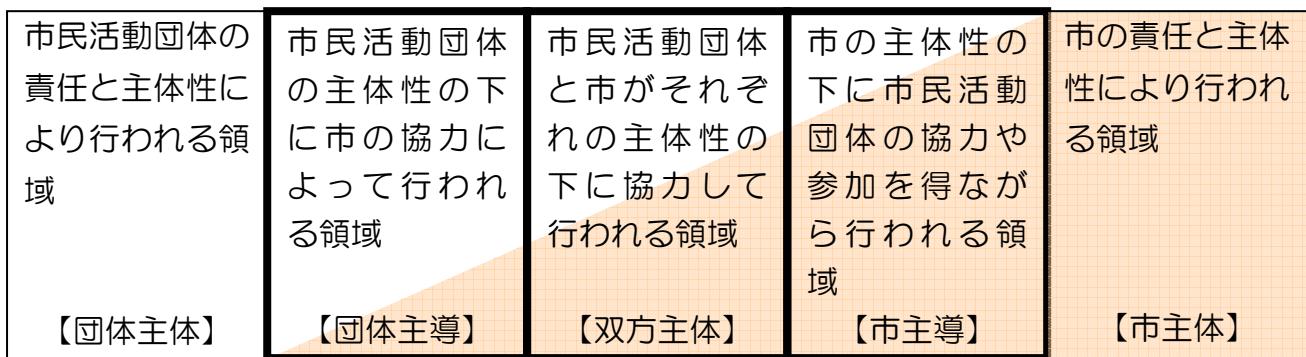
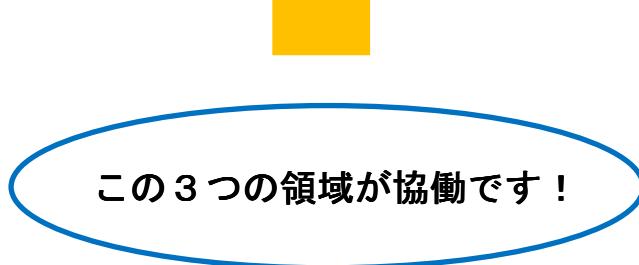


図-3



この図-3でいうところの両側、【団体主体】と【市主体】の領域は完全に独自で活動している部分であるため協働とは呼びません。協働とは、真ん中の3つの領域でお互いに関連している部分をいいます。

また、この図－3は市民活動団体と市の領域としてだけでなく、市民活動団体と市民活動団体、市民活動団体と事業者、事業者と市など、協働のパートナーが代わっても応用できます。

実際には、解決すべき個々の課題ごとに協働のパートナー同士が、役割分担や責任の範囲について、お互いに合意形成しながら進めていく必要があります。

また、協働の形態（方法）は、大きく分けて「委託」「補助」「事業共催」「その他」の4つがあります。※“あいち協働ルールブック2004”では、この他に「後援」や「事業協力」なども協働の形態とされています。

※「あいち協働ルールブック2004」とは

協働のルールについて2004年3月に愛知県が発行したものです。NPOと行政が対等の立場で協議し合意した事項を、双方が最大限遵守することとして記載しています。

【出典：あいちNPO交流プラザウェブサイト】

「委託」・・・市から市民活動団体などへの委託事業。

例：市が委託料を支払っているもの。事業の名称に業務委託と入っているもの。

「補助」・・・市から市民活動団体などへの補助事業。

例：市が補助金を支払っているもの。または、市民が主体的に取り組み市は補助的役割を担っているもの。

「事業共催」・・・市と市民活動団体などとのイベントなどの共催。

例：市が共催者となるもの。または、市と市民活動団体など双方が主体的に取り組むもの。

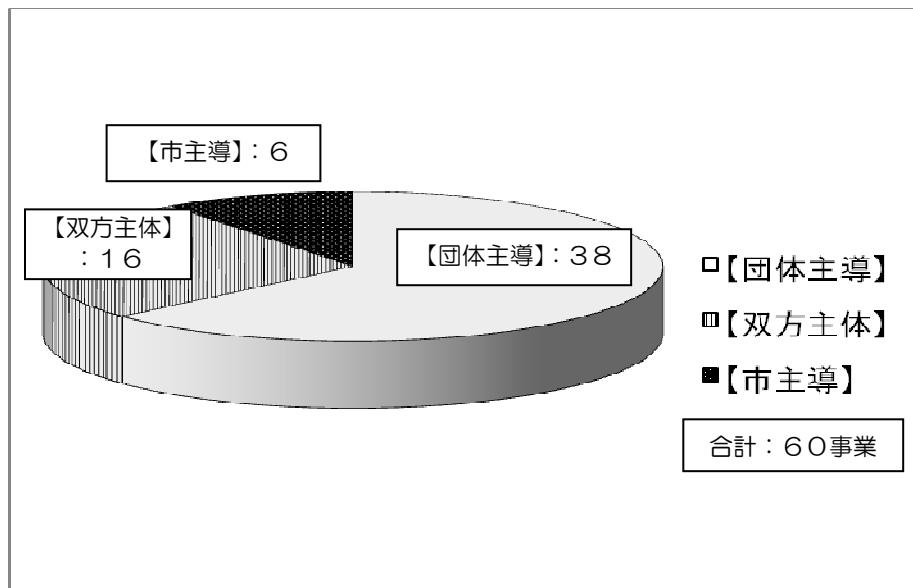
「その他」・・・上記に含まれないもの。

例：市民活動団体などが主に取り組み、市は物・場所などの提供で関わるもの。または、事業後援など。

(2) 実際に協働している事業例

安城市で、実際に協働している事業例を、市民活動団体と市の協働事業を中心紹介します。

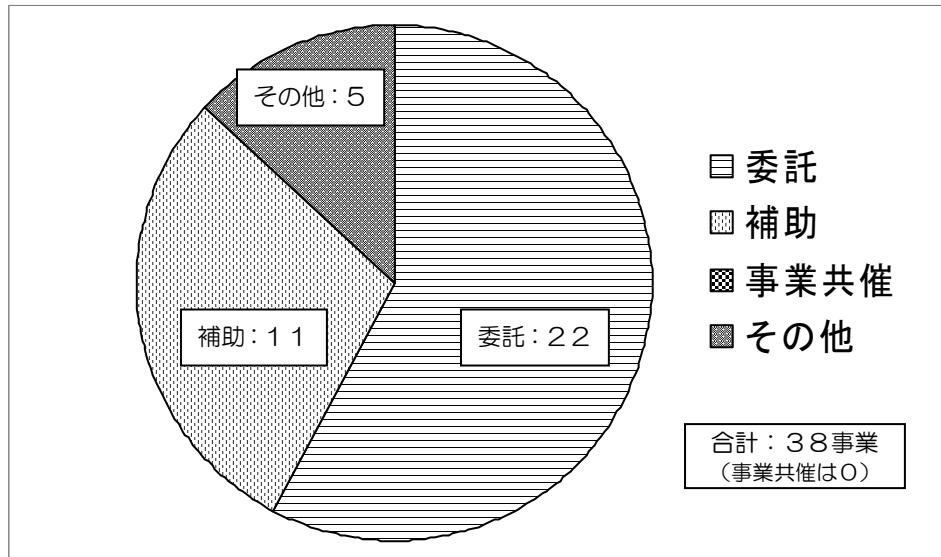
この内容は、市民協働課の調べによる「平成22年度市民活動団体と市との協働事業調査」の結果から、代表的な事業例を抽出し協働の領域と形態別に整理しました。



グラフー1

以下、各領域ごとの形態についてまとめました。

【団体主導】

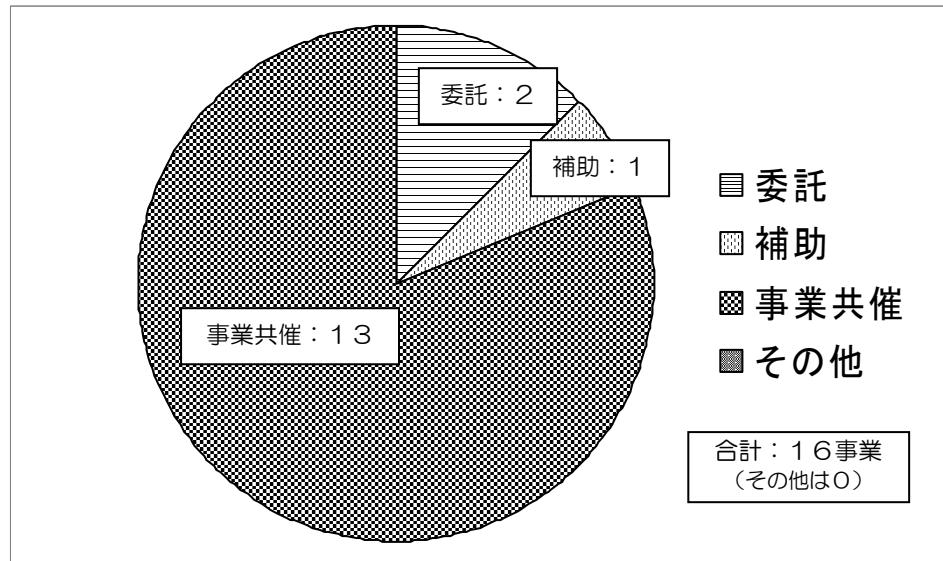


グラフー2

【団体主導の事業例】※一部を抜粋

事業名	団体名	課名	協働の形態
放課後児童健全育成事業 (児童クラブ事業)	民間児童クラブ 父母の会	子ども課	委託
エコセンター社会実験事業	NPOエコネット あんじょう	環境首都推進課	委託
東山地域スポーツクラブ スポーツ振興委託業務	ANJOほく部 みんスポクラブ	体育課	委託
自治基本条例啓発事業	あんき会	企画政策課	補助
防犯啓発キャンペーン事業	防犯ボランティア 団体	市民安全課	補助
老人クラブ交通安全教室 事業	各町老人クラブ	市民安全課	その他 (現物支給)

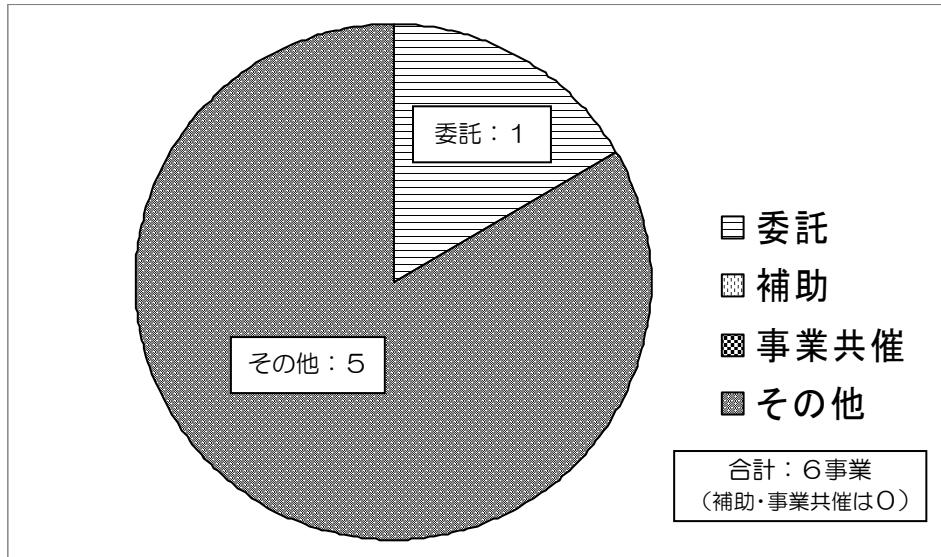
【双方主体】



【双方主体の事業例】※一部を抜粋

事業名	団体名	課名	協働の形態
本證寺内堀環境整備事業	愛知学泉大学と市民	文化財課	委託
スポーツ少年団補助事業	スポーツ少年団	体育課	補助
男女共同参画講座やフォーラム開催事業	さんかく21・安城	市民協働課	事業共催
交通安全推進協議会事業	交通安全ボランティア団体、町内会、他の市民団体	市民安全課	事業共催
自転車まちづくり協働推進事業	エコりんりん	都市計画課	事業共催

【市主導】



グラフー4

【市主導の事業例】※一部を抜粋

事業名	団体名	課名	協働の形態
市民交流センター指定管理業務	NPO愛知ネット	市民協働課	委託
安全安心情報メールの配信事業	NPO愛知ネット	市民安全課	その他 (使用料負担)
食育キャラバン隊事業	安城市健康づくり食生活改善協議会	農務課	その他 (一部事業協力)
赤ちゃんサロン、乳幼児健診事業	見守りボランティアばあば	健康推進課	その他 (一部事業協力)

地域住民と事業者の協働による取り組み事例

平成23年に第11回目となった「安城市矢作川くだり」は、町内会や子ども会をはじめ地域の諸団体や地元事業者などが協働して開催しています。

平成23年は、56艇約300人の参加者が、矢作川流域を趣向を凝らした手作りいかだで下りました。

安城市的夏の風物詩の一つとなったこのイベントは、矢作川くだり実行委員会を中心に、アイシン・エイ・ダブリュ㈱や地元消防団など多くのボランティアの力で支えられています。



第2章 「協働」を推進するために

1. 安城市における「協働」の現状と課題

協働を推進するために、安城市的協働の現状を整理し課題としてまとめます。

(1) 協働に関する現状

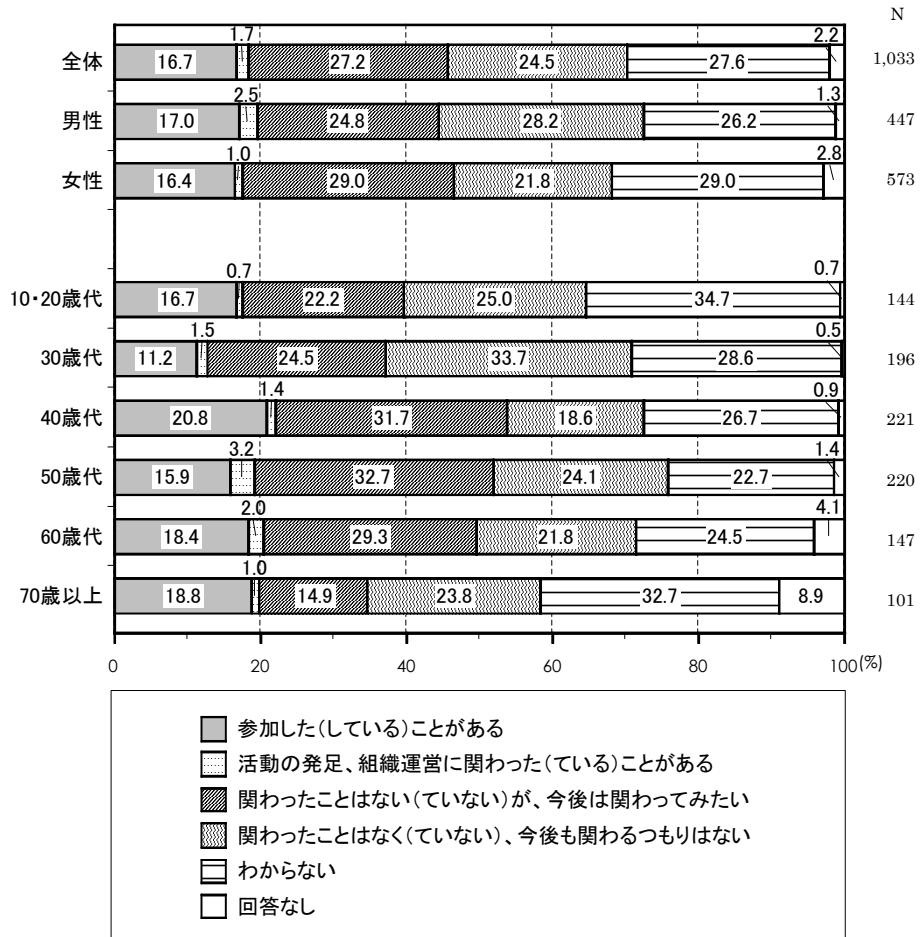
安城市的協働の現状を把握するため、平成23年7月に市民2,000人を対象に「市民協働に関するアンケート調査」を実施しました。

調査対象	安城市在住の16歳以上の男女
抽出方法	無作為抽出
配布数	2,000票
有効回収数	1,033票
有効回収率	51.7%

■ 市民活動への潜在的な意欲は高い傾向にある。

アンケート結果の分析から、市民活動への参加状況について、「参加したことのある・参加してみたい（合計45.6%）」は「今後も関わるつもりはない（24.5%）」よりも高い結果となり、市民活動が広がっていく要素はあると判断できます。年代別に分析した結果では、特に40歳代（53.9%）、50歳代（51.8%）、60歳代（49.7%）でそれぞれ5割程度の結果となりました。壮年者層（40歳代～50歳代）や高齢者層（60歳代）は、子育てや仕事にも余裕ができ、または、退職を迎えた世代であるため、時間的・経済的にも安定していることが、市民活動への参加意欲を促す要因と考えられます。

▼市民活動への参加状況



グラフー 5

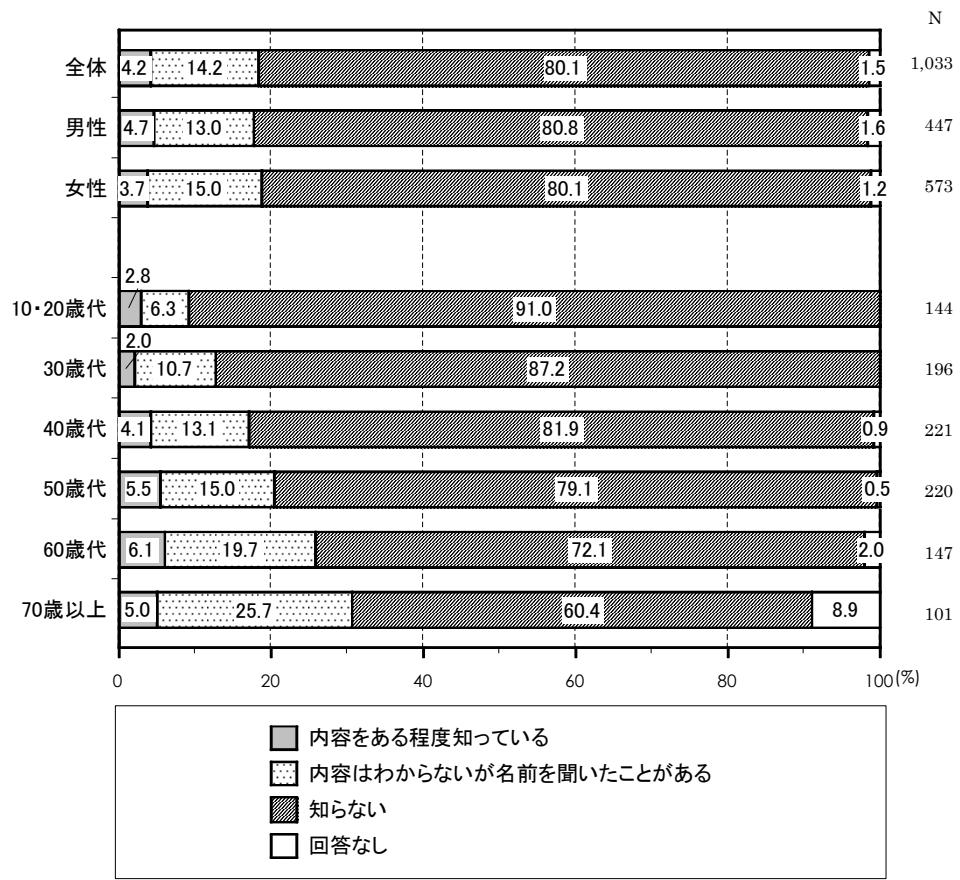
■ 「協働」という言葉や、取り組みの認知度はまだ低い。

「市民協働」の認知度については、18.4%と2割に満たない結果となり、市民協働の理解はもとより言葉自体の認知も低い状況にあるようです。

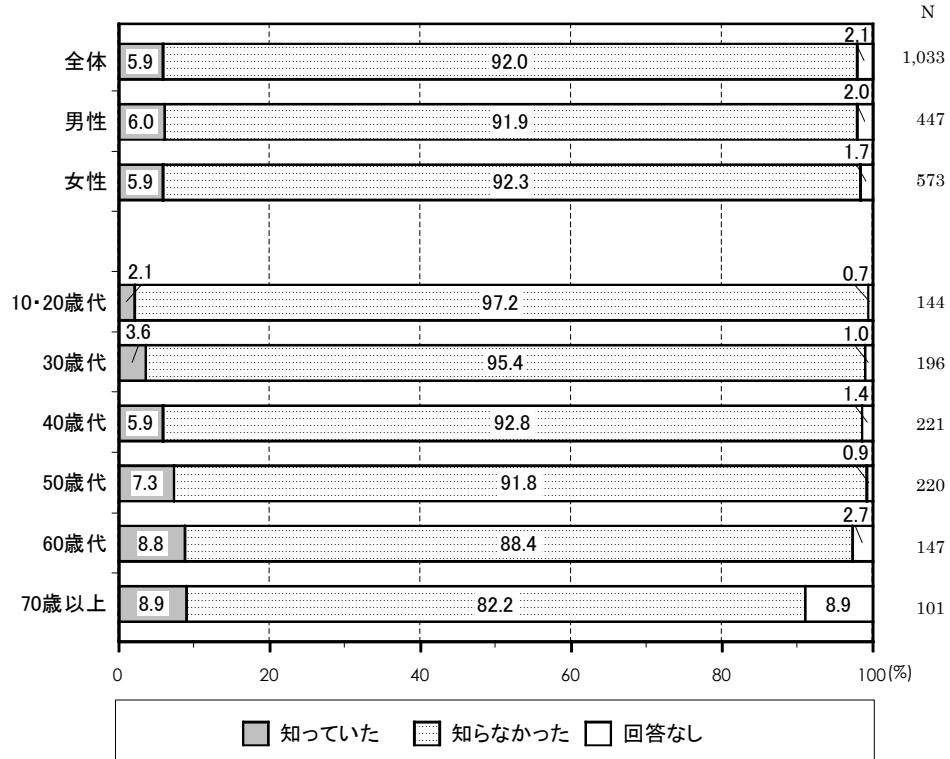
また、「協働に関する指針」や「市民協働推進条例」づくりについて、「知っていた（5.9%）」の回答が少ない反面、条例の内容や策定の過程について「関心がある（49.6%）」の回答は多く、策定プロセスや成果の情報の発信力向上が求められています。

市民と市の協働意識については、「子育て支援」、「地域施設の運営」、「自然の保全」、「国際交流」の4項目について“安城市が主体的に行う”的回答が多い結果となっていますが、それ以外の10項目では“安城市と市民が協働して行う”的回答の方が多く、市民協働の可能性を秘めていると考えられます。

▼「市民協働」の認知度

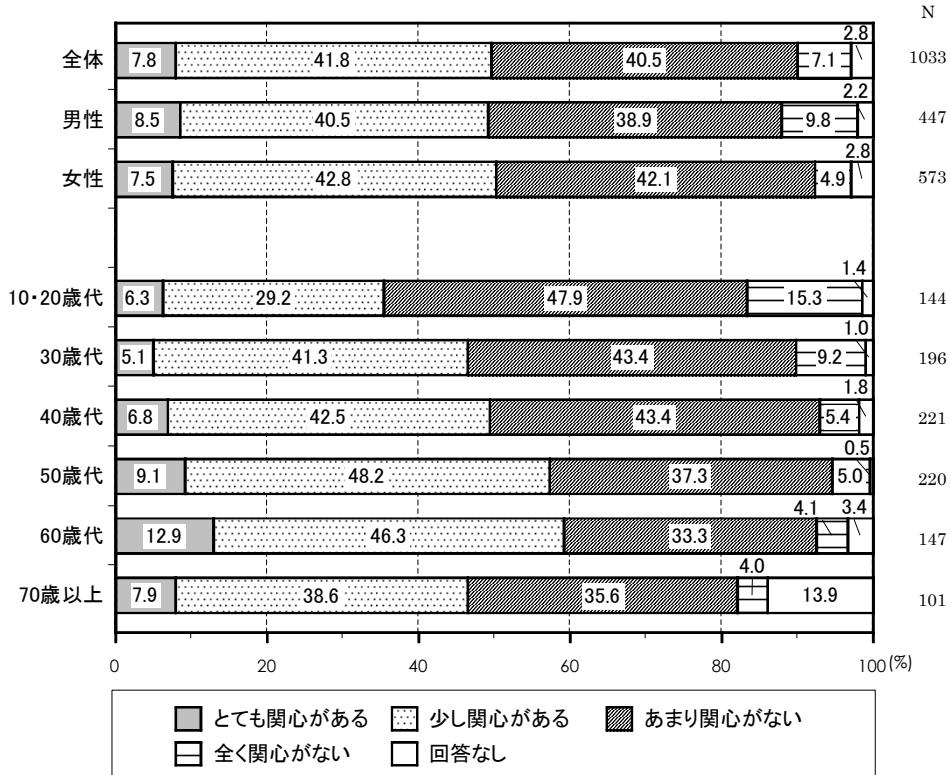


▼ 「協働に関する指針」や「市民協働推進条例」づくりの認知度



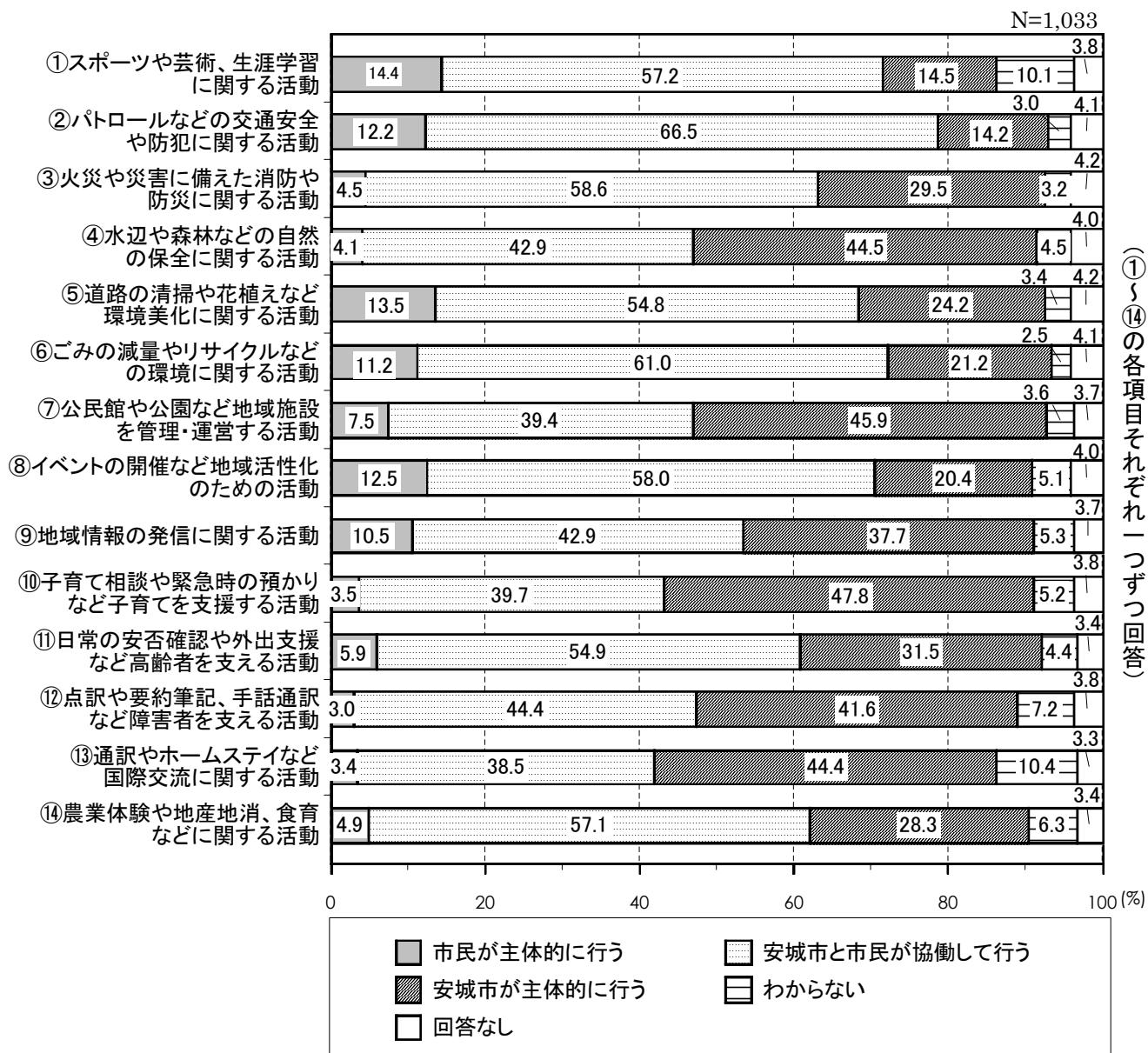
グラフー 7

▼ 「市民協働推進条例」づくりへの関心



グラフー 8

▼市民および安市の役割



グラフー9

(2) 協働に関する課題

アンケート結果やあんねっとで話し合われた意見を元に、課題をまとめました。

課題1：協働によるまちづくりや市民活動に対する理解が不足している。

- 「協働」に対する理解はもとより、言葉 자체の認知度も低い状況である。
- 市民活動の内容や協働の事業例など、周知活動も不十分である。
- まだ「市民活動」に取り組んだことのない人（年齢層）に対して、関わるきっかけとなる情報発信のしくみが必要である。

課題2：活動を広げたり継続していくためのノウハウが少なく、協働するまでに至らない。

- 市民や市民活動団体には、自身の活動を広げるために長所をわかりやすくアピールする力が不足している。
- 団体によっては、活動の担い手を育成していくスキルが不足している。
- すでに「協働」に取り組んでいる団体に対しては、活動がもっと盛んになるように専門的なサポートが必要である。

課題3：市民活動を始めるきっかけづくりと、協働するための情報交換や交流の機会が不足している。

- 参加機会を持つ人が潜在的には存在しているが、いつも特定の人が中心になって活動を行っており、参加する市民や市民活動団体の層が広がらない。
- 市民は、活動内容によっては市民と市との協働の取り組みについての意識を持っているが、市ではマッチングさせる情報を把握できていない。

- 団体相互の情報交流が不足している。協働するパートナーとして他の団体などの情報（組織、活動）を知り得ていない。

課題4：協働を推進するコーディネーター的役割の人が不足している。

- 団体間の情報や活動をつなげるコーディネーターが不足している。
- コーディネーターの知識にばらつきがあるため、相互の連携が必要である。

課題5：協働する団体を育成する資金助成制度が不足している。

- 市から個別事業に対する市民活動団体への補助制度はあるが、市民活動を始めるきっかけづくりのための支援や、N P O 法人の設立を支援する資金助成制度はない。

2. 「協働」を推進するために必要なもの

まとめた5つの課題を整理すると、4つの要素に分けることができます。課題を解決するためには、この4つの要素への取り組みが必要です。

①
ひと

課題4：協働を推進するコーディネーター的役割の人が不足している。

②
場所

課題3：市民活動を始めるきっかけづくりと、協働するための情報交換や交流の機会が不足している。

③
お金

課題5：協働する団体を育成する資金助成制度が不足している。

④
情報

課題1：協働によるまちづくりや市民活動に対する理解が不足している。

課題2：活動を広げたり継続していくためのノウハウが少なく、協働するまでに至らない。

3. あんねっとが考えた持続可能な協働推進のしくみ

あんねっとでは、協働を推進するために安城市では何が足りないのか、何が必要とされているのかを「ひと」「場所」「お金」「情報」の4つの分科会に分かれて話し合い、具体的な協働推進のしくみを考えました。

①「ひと」

「(仮称) あんじょう協働コーディネーター」育成プログラムの創設を提案します。

- コーディネーター育成講座を開催し、計画的な人材育成をします。
- 市民だけでなく市職員も、研修などを通してコーディネート能力を身につけ、庁内コーディネーターの役割を果たします。

■ コーディネーター育成

コーディネーターは、熱い気持ちさえあれば誰でもできるという訳ではありません。多くの方と協力して物事を進めていくための資質が必要です。そこで市は、講座などを通して、協働によるまちづくりの様々な活動をよく理解し、高い専門知識と誰からも信頼を得られる誠実さを持ち合わせた人材を育成します。

■ 協働を推進する市職員の育成

市職員も市民とともにコーディネーター育成のプログラムに参加します。各部署にコーディネーターが少なくとも1人は在籍し、市全体で協働によるまち

づくりを推進するという体制を目指します。

■ 連携強化

安城市内では、すでに社会福祉協議会ボランティアコーディネーター、生涯学習コーディネーターなどが活躍しています。この既存のコーディネーターは、相互の連携を強化します。その上で、各活動団体にて活躍する素晴らしい人材（スター）達を引き合わせ、つなげる役割をします。

■ 「(仮称) あんじょう協働サポートクラブ」の設立

コーディネーター研修の卒業生を核として、中間支援組織「(仮称) あんじょう協働サポートクラブ」の設立を目指します。

＜ほかにもこんな意見が…＞

- ・3か年計画（初・中・上級編）により、コーディネーター100人育成目標。（100人の目標の内訳は職員70人、市民30人）
- ・やっぱりコーディネーターは現場を知らないと！フィールドワークが必要。ある程度、場数も必要。
- ・人を育てるということは時間がかかる。
- ・コーディネーターにファシリテーション能力は必須。
- ・ひとりのスーパーマンがコーディネーターになるのではなく、地域で活躍しているノウハウを持った個人やボランティア団体を活用しては。
- ・市民／事業者／各団体はコーディネーターによるコーディネートを尊重しなければならない。
- ・新しい若い世代を育成しないといけない。
- ・40代、50代の働き世代もうまく取り入れる方法を考えたい。
- ・意欲ある組織を活用すべき。
- ・ここに行ったら相談を受けてくれるという、窓口の存在は重要。
- ・市民の意識そのものを向上させていくことが大切だし、必要。

② 「場所」

「眠れる市民をつき起こせ！」を提案します。

- 協働をする「きっかけ」「入口」としての場は地域分散型でたくさん整備したほうがよい。眠れる市民よ、目覚めて一緒に活動を！
- 「ひと」と「情報」をつなぐ専門的で中心的な「HUB（ハブ）」の役割を果たす、市民活動センターの機能を充実させます。

■ きっかけは地域に分散

何かやりたいと思うけど、何をやってよいかわからないと感じている人の「きっかけ」づくりや「入口」「ブランチ（枝・支所）」は、地域に分散して存在している方が、市民活動への参加機会を増やすために有効です。また、市民活動団体にとっては、困った時の「駆け込み寺」や縁結びの「仲人」にもなります。安城市内には、すでに地区社会福祉協議会や地区公民館があります。これら既存施設の活用と作業場空間の充実が望まれます。

■ 市民活動センターのハブ機能としての役割

市民活動センターは、社会福祉協議会ボランティアセンター、生涯学習ボランティアセンター・青少年の家ボランティア活動支援センター、地区社会福祉協議会、地区公民館と連携し、中間支援を強化します。また、市民活動センターは中心的で専門的なハブ機能を担い、「ひと」や「情報」をつなぐこと、「お金」に関するアドバイスなどを充実させます。

■(仮称)あんじょう協働サポータークラブの活動支援の役割

(仮称)あんじょう協働サポータークラブは、市民活動センターを拠点に活動し、同センターと役割を分担して様々な市民活動を支援します。そうすることで、市民活動センターが今以上に、団体の活動支援や育成に力を注ぎ、きめ細かく事業を展開できるようにします。

<ほかにもこんな意見が…>

- ・既存施設は活かした方が良い。
- ・既存施設は入りやすさの見直しが必要。(マスター的な人がいる、カフェスタイルで飲食もでき、おしゃべりや相談もできる)
- ・目的が無くても、ふらっと寄ったら誰かがいるという状態が大切。
- ・場合によっては「市民設・市民営」の場所も。(自分たちで資金を出し合って集会所を建設した事例のように)
- ・将来できる図書館もうまく組み込んで。
- ・「ひと」と「情報」が出会うことで、つながり、支え合い、新しい何かが生まれ、わから合うことができる場が必要。
- ・※バーチャルオフィスや※インキュベートスペースがあると、活動しやすい。

※「バーチャルオフィス」とは

専有の執務エリアを持たずに必要な時にだけ使用することで、オフィスに関する費用を大幅に低減できる新しいサービスです。

【出典：株ベーシックウェブサイト】

※「インキュベートスペース（インキュベート施設）」とは

創業間もない企業等に対し不足するリソース（低賃料スペースやソフト支援サービス等）を提供し、その成長を促進させることを目的とした育成スペース（施設）です。

【出典：愛知県ウェブサイト】

③ 「お金」

「(仮称) あんねっと基金」を設置して市民・事業者からの寄附を募り、協働活動を資金面から支援する制度を提案します。

- 活動団体の成長の段階に応じた、財政的支援のしくみとして設置します。小さな団体でも支援が受けやすい制度にします。
- 市が関与して、市民や事業者から寄附を集めます。
- 市民や事業者が寄附することによって市民活動に関心を高め、社会的責任を意識する効果を期待します。
- 寄附を募る工夫をします。(税控除や様々なファンドレイジング手法など)
- 中間支援組織が情報整理や市民活動団体の審査を行い、基金運用を手助けします。

■ 基金による財政的支援

活動団体の成長に応じて、『(仮称) あんねっと基金』から4段階に応じた財政支援を行います。

ステップ1：団体育成（市から）

ステップ2：団体育成（市民提案）

ステップ3：事業支援（市民提案）

ステップ4：事業支援（市からテーマ提示、協働パートナー募集）

各団体の
成長度

このうち、すでにステップ2：団体育成（市民提案）とステップ3：事業支

援（市民提案）は社会福祉協議会の赤い羽根共同募金の資金によって、福祉の分野を中心に行われています。これらに加えて、活動が始まったばかりの小さな団体や、逆にかなり専門的で成熟した団体にも拡充して、団体の成長状況に合わせた財政支援を行います。

■ 積立・寄附

基金には市からの積立金に加え、広く市民・事業者から寄附を募ります。これにはお金を出すことで市民活動への関心・社会的な責任意識を高める効果も期待されます。

この時、寄附を拠出する側にもメリットがあることが大切です。個人市民税の控除、法人市民税の減免などが考えられます。また基金の使い道に目的制限を付加できるなど、拠出する側の想いを反映できる方法などを研究することが必要です。

近年、寄附行為をゲーム感覚で行う※「寄附ハック」の手法や※「ファンドレイジングイベント」の開催といった新しい試みが注目を集めています。楽しみながら、多くの寄附を募る工夫について知恵を集めることが大切です。

※「寄附ハック」とは

フリーランスデザイナー・ディベロッパーの深津貴之氏の提唱による、懸賞付き寄附の手法です。平成23年1月15日から2月15日の間に「3,000円以上を慈善団体に寄附した人に、iPad2をプレゼント」というインターネット上の呼びかけで、約70万円の寄附を集めたとのことです。「寄附したよ」「俺も俺も！」と寄附行為を可視化して寄附するモチベーションを継続維持させるところも特色の一つです。【文責：㈱都市造形研究所】

※「ファンドレイジング」とは

個人がNPO等非営利活動団体のために、寄付を集める行為をいいます。

【出典：Just Giving Japan ウェブサイト】

■ 中間支援組織がサポート

将来的には、市民らによる中間支援組織を結成し、基金による財政支援情報の整理・提供、応募された市民活動団体の審査、提出される報告書のチェックなどの役割を一部手助けします。

<（仮称）あんねっと基金運用のイメージ>

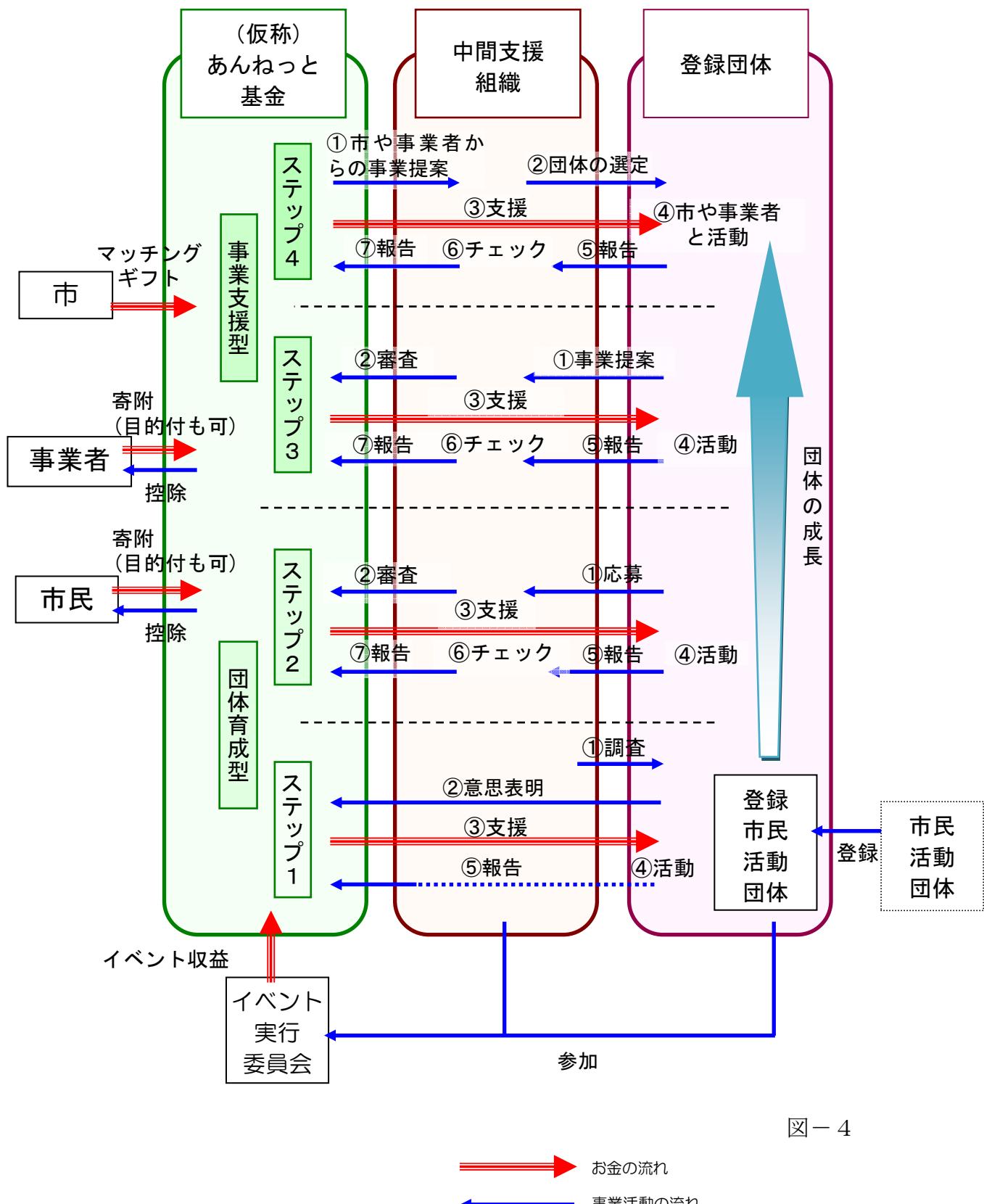


図-4

➡ お金の流れ

⬅ 事業活動の流れ

④ 「情報」

「情報の連携・交流を深める！」を提案します。

- 協働の担い手（当事者）と市民活動センター、社会福祉協議会ボランティアセンター、生涯学習ボランティアセンター・青少年の家ボランティア活動支援センター、地区社会福祉協議会、地区公民館の間で情報交換や交流が必要です。
- 市民活動センターは情報交換のハブ機能を担います。
- インターネット環境だけでなく、紙による情報配信、人から人への情報伝達という、古くから行われている温もりのある手段も尊重し、活用します。

■ 情報網の再構築～持続可能な情報ネットワーク

市民活動センター、社会福祉協議会ボランティアセンター、生涯学習ボランティアセンター・青少年の家ボランティア活動支援センターは、既存の情報網を再構築し、分かりやすく使いやすい形に整備します。特に市民活動センターは、「ひと」と「場所」もセットに考えて、情報ネットワークのハブ的機能を担います。

また、情報の受発信方法には、新しい※ICTを活用した※地域SNSや※ツイッターなどを研究し、適切に取り入れます。

各センターと、地区社会福祉協議会、地区公民館は、連携を強化して情報交

換と交流を推進します。

※「ICT」とは

Information and Communication Technology の略。情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。日本では同様の言葉としてIT(Information Technology:情報技術)の方が普及していたが、国際的にはICTがよく用いられ、近年日本でも定着しつつある。

【出典: 総務省自治行政局ウェブサイト】

※「地域SNS(SNS)」とは

会員制のウェブサイト上で、名前や職業・趣味・写真などの個人情報を公開し、会員同士で互いに友人を紹介し合ったり、知り合いを増やしたりできる機能を提供できるサービス。

【出典: 現代用語の基礎知識 2012年1月1日発行】

※「ツイッター」とは

「自分がいま何をしているか」という「つぶやき(ツイート)」を140文字以内という短い言葉で書き込むことで、友人や同僚、ネット上の知り合いたちと気軽にメッセージを交換し交流し合えるサービス。

【出典: 現代用語の基礎知識 2012年1月1日発行】

■温もりのある情報伝達～人から人へ

情報伝達においても、効率だけを追い求めるのは危険です。人から人へ、手書き印刷のチラシなど、昔からある温もりの感じられる伝達手段も尊重して活用することが大切です。

<ほかにもこんな意見が…>

- ・口コミのしくみをうまく取り入れる。
- ・努力をし過ぎ(誰かが無理をし)なくともつながるしくみ・仕掛けが必要なのかもしれない。
- ・「協働事例集」を作成して、多くの市民がイメージしやすくなると良い。

4. あんねっとからのメッセージ～私たちの考える協働～

あんねっとに参加するまで「協働」という言葉さえ聞いたことがなかったメンバーが、安城市をよりよくしたい想いで、毎月1回程度の全体会と分科会を重ねた結果、協働を推進する具体的なしくみまで考えることができました。

あんねっとはこの指針づくりを市と進める中で、協働を進めることの難しさとともに、粘り強い「対話」を通した「相互理解」や徹底した「情報共有と共感」を元にした「目的や目標の共有化」の大切さなど、多くの気づきや学びを得ました。

この指針を作れば終わりではなく、そこからが本格的な協働によるまちづくりのスタートです。今後は、多くの市民の皆さんが出動や協働によるまちづくりに参加される機会を増やし、急がず、慌てず、無理をせず、しかし、できることから一歩ずつ着実に進めていくことが大切です。私たちあんねっとに参加したメンバーも安城市民の一人として、協働によるまちづくりに積極的に関わっていきます。

なお、あんねっとでは、限られた時間や多くの制約のある中で意見を積み重ねていきました。このため、NPO法人などの市民活動団体と市との協働に重点を置いた内容となっています。今後は、市民活動団体と事業者との協働、あるいは、市民活動団体と町内会などの地域コミュニティとの協働、地域コミュニティと市との協働などについても、各担当手が中心となり検討され、推進されることが期待されます。

その時、市民が主役の自治がさらに促進され、地域の連帯感や絆の強化につながるものと確信しています。

第3章 「協働」を推進する方向性

1. 協働を推進するための具体的施策

あんねつとからの提案を受け、課題を解決するために市の施策として取り組む事業を具体的に挙げてみます。

また、それぞれの事業をいつ頃から始めるか、目標時期を短期・中期として定めます。

時期の目安として、短期は1～2年、中期は3～4年程度とします。

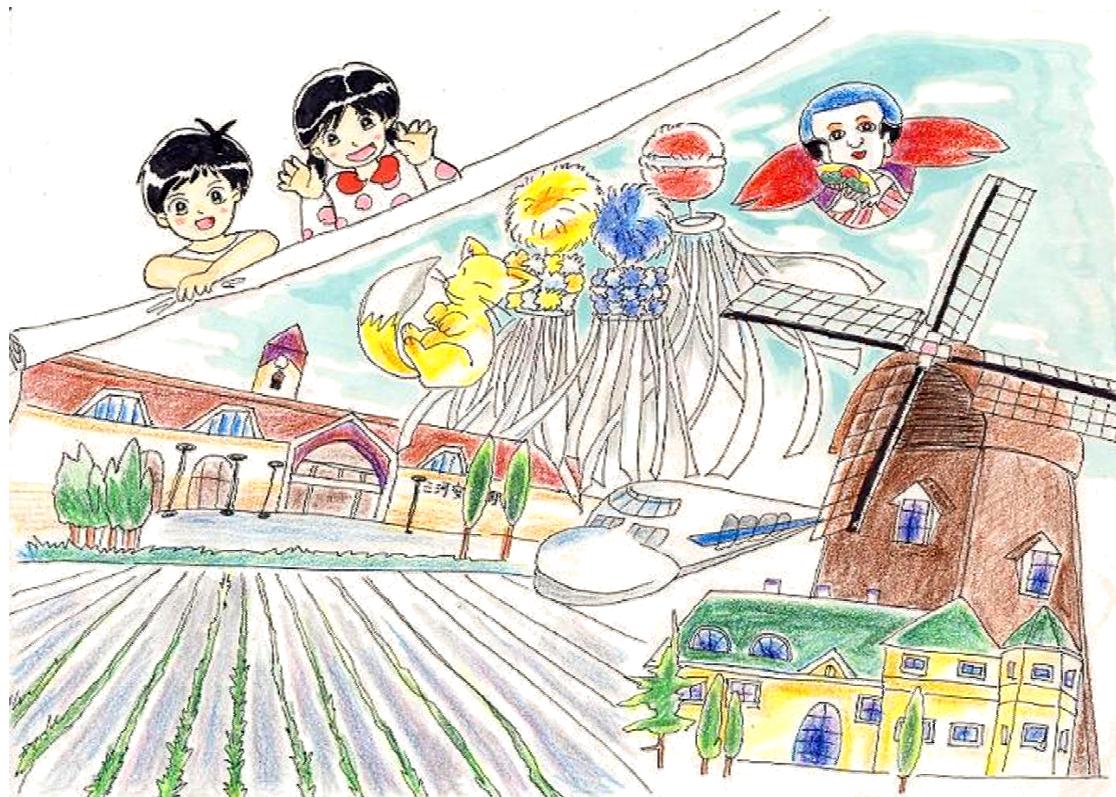
施策1 市民が協働によるまちづくりの理解を深める機会を提供します。	事業開始目標時期
協働シンポジウム・フォーラム開催事業	協働の理念や手法について広く市民に周知するためのシンポジウム・フォーラムを開催する。 短期
協働の指針に関する「出前講座」事業	協働の指針について広く市民に周知し啓蒙するため、各地域に出向き「出前講座」を開催する。 短期

施策2 協働事業を行う団体を増やす実務的な技術指導と、協働事業につながる情報を提供します。	事業開始目標時期
「団体登録申請書・活動報告書の書き方セミナー」開催事業	登録申請や活動報告の書き方を教えるセミナーを開催する。 短期
「協働事例集」発行事業	「協働とはこんな取り組みです」という例を広く市民に周知することと、団体の協働事業の手本となる協働事例集を発行する。 短期

施策3 協働のきっかけとなる情報交換や交流の機会をつくります。		事業開始目標時期
市民活動支援担当者の交流事業	市民活動を支援している市民協働課と生涯学習課（青少年の家も含む）と社会福祉協議会の各担当者との情報交換や交流の機会をつくる。	短期
市民活動団体の交流事業	市民活動団体の活動情報を発信する場をつくり、協働事業につながる団体交流を行う。	短期
きっかけマッチングコーディネート事業	「始めたい人」と「求める人・団体」をマッチングさせるためコーディネートをする。	中期
協働事業お見合いコーディネート事業	協働したい団体同士をお見合いさせ、協働をコーディネートする。	中期

施策4 協働を推進する人材を育成し、中間支援組織の設立を支援します。		事業開始目標時期
協働サポータークラブ設立支援事業	団体をつなぐ中間支援の役割を果たす、協働サポータークラブの設立を支援する。	短期
協働コーディネーター連携・交流事業	協働コーディネーターが高い能力を維持できるように研修会を行ったり、コーディネーター一間での情報交換により知識を高める。	短期
協働コーディネーター育成事業	協働コーディネーターを育成する。3年計画（初級・中級・上級編）により、安城市内各施設および市役所内で活躍する人材を育成する。	中期

施策5 協働を資金面から支援する基金を設置し、市民活動助成制度を創設します。		事業開始目標時期
基金の調査・研究	法制度、基金運用手法などについて調査し、基金のあり方の詳細について検討する。	短期
基金設置事業	基金の設置と、市民への基金設置の周知活動を行う。	中期
基金を活用した市民活動助成制度の創設	基金の資金を元に、市民活動団体の育成や市民活動団体と市との協働事業を助成します。	中期



2. 協働を推進するための制度など

協働の推進を後方から支援するために、市の制度として整備しておくべき事項について整理します。

(1) 団体登録の整備

市民活動団体が公益性のある活動を市と協働するには、その団体の活動目的や内容など、団体情報が明らかになっていなければなりません。また、行政活動の一部を担うためには、責任の所在や活動の継続性も重要な要件となってきます。

これら市民活動団体の基本情報は、協働のパートナーである市へ明らかにすることはもちろん、市と協働するためには広く市民へも情報発信する必要があります。

また、財政的支援を受けたり、公共サービスへの参入機会を得て事業を請け負う場合なども、あらかじめ団体登録が必要です。

＜市民活動センターの登録のしくみ＞

現在、市民活動センター（わくわくセンター）には、330団体（平成23年10月末現在）が登録している。

（登録の要件）

①団体名 ②代表者名 ③連絡先 ④活動目的 ⑤活動内容

⑥主な活動場所 ⑦会員数

※必要な添付書類

⑧規約・会則など ⑨構成員名簿 ⑩活動状況の分かる書類 ⑪その他

(2) 協働事業提案制度の新設

市との協働が可能な事業の提案を募る方法を制度化します。これには二通りの方法があります。

- ①市側から協働事業を募る場合
- ②市民活動団体側から提案をする場合

(3) 公共サービスへの参入機会の提供

市の行う業務に対して、市民活動団体に業務を達成できる能力と責任が十分あると判断できる場合は、市は業務の協働実施ができるよう努めます。

これにより、市民活動団体の特性を活かした公共サービスの提供ができ、きめ細やかなニーズへの対応や多様な選択肢の提供が望めます。

<公共サービスへの参入機会の狙い>

- ①目的：業務を通じて市民活動団体の育成支援と市との協働を推進する。
- ②分野：市民活動団体の特性などを活かせる分野において、多様なニーズへの対応や選択肢が提供できる。
- ③機会提供：市は、公共サービスの担い手として要件を満たすと判断した場合は、その市民活動団体が参入機会を得られるよう努める。
- ④効果：市の公共サービスの質の向上を図ることができる。市民活動団体は、市の業務を請け負うことにより、自分たちの活動資金の安定化が図れ、信用も高まり、事業実績を増やすことができる。

(4) 協働事業の表彰

市は、協働事業の評価に合わせ、年間での活動により協働推進に貢献したり、インパクトのある事業を実施した人や団体を表彰します。表彰することで、さらなる意欲を醸成するとともに、意識向上や動機付けの波及効果を狙います。

表彰方法はフォーマルすぎるものではなく、市民や市民活動団体による手作り的なもので、表彰式の場では集まった人達の意見交換や交流ができるしくみも取り入れます。

(5) 協働推進計画の策定

市は、計画的に協働推進の施策を進めていくために協働推進計画を策定します。策定にあたっては、実際に活動している方々の意見が反映されるよう、いろいろな分野の方から意見を集める工夫をします。

計画には、人材の育成、環境の整備、財政的支援策など、市の各部署が連携して協働推進に取り組めるよう施策を整理します。

また、長期的に協働推進の体制を整えていくものや、短期で重点的に取り組む施策なども具体的に定めます。

(6) 協働事業の評価と報告・公表

市および市民活動団体などは、協働で事業を実施した後に評価を行い、その評価結果を公表することで、さらによりよい協働を目指します。「評価」は、協働のP D C Aサイクルを確立するための重要な要素です。

また、公益性を担保するため、活動支援や協働についての情報公開と説明責

任は不可欠です。なお、報告・公表には、市民活動団体が行うべきことと市が行うべきことがあります。

<市民活動団体が行うべきこと>

- ・市からの財政的支援を受けた事業や、公共サービスの参入機会を得て事業を請け負った場合は、事業報告書を市に提出する。
- ・事業報告書には、事業の概要、事業実施過程、成果、評価などを記載する。
- ・市との協働事業に関する活動内容は、広く市民に対しても説明責任を果たす必要がある。

<市が行うべきこと>

- ・市民活動団体から提出された事業報告書を公表する。
- ・年度ごとの協働事業を取りまとめて公表する。

(7) 協働推進会議の設置

市は、公募市民や市民活動団体、学識経験者などで組織する協働推進会議を設置します。この会議は、協働推進計画の進捗状況の評価や、市が協働を推進させるための施策へ助言を行います。

<参考:安城市市民参加条例(推進評価会議の設置)より>

- 第13条 市民参加を適切に推進するため、市長の附属機関として安城市市民参加推進評価会議（以下、「推進評価会議」という。）を設置する。
- 2 推進評価会議は、次に掲げる事項について審議するものとする。
- (1) この条例の運用状況に関する事項
 - (2) この条例の見直しに関する事項
 - (3) 市民参加の実施状況の評価に関する事項
 - (4) その他市民参加の推進評価に関する事項
- 3 推進評価会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。
- (1) 公募による市民
 - (2) コミュニティを代表する者
 - (3) その他市長が必要と認める者
- 4 市長は、前項の規定により推進評価会議の委員を委嘱する場合は、当該委員の総数の5分の1以上を公募による市民とするよう努めるものとする。
- 5 推進評価会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(8) 市民活動保険制度の充実

安城市には、まちづくりのための社会活動中にケガや事故にあった場合、市民を対象にした補償（見舞金）制度の「ふれあい補償制度」があります。

活動の事前申し出などは不要ですが、社会活動の範囲が、主に町内会活動を中心とした地域社会活動や、青少年育成活動、社会福祉社会奉仕活動、または、市主催の行事への参加活動と限定的です。その他、5人以上という人数条件もあります。

時代の変化とともに市民活動がより多様化し、活動を支援する保険制度も充実させる必要があります。

3. 協働を推進するための体制

市民活動センター、社会福祉協議会ボランティアセンター、生涯学習ボランティアセンター・青少年の家ボランティア活動支援センターは連携して協働を支援します。とりわけ、市民活動センターは今後、協働推進のハブ機能を担います。

地区社会福祉協議会、地区公民館は、地域における「入口」「きっかけ」「駆け込み寺」としての機能を担います。

協働サポータークラブを設置し、将来は市民活動センターを拠点に活躍し、多くの人や団体をつなぐ役割を担います。

これらの推進体制について、分かりやすくイメージダイアグラムとして図示します。

推進体制のイメージダイアグラム

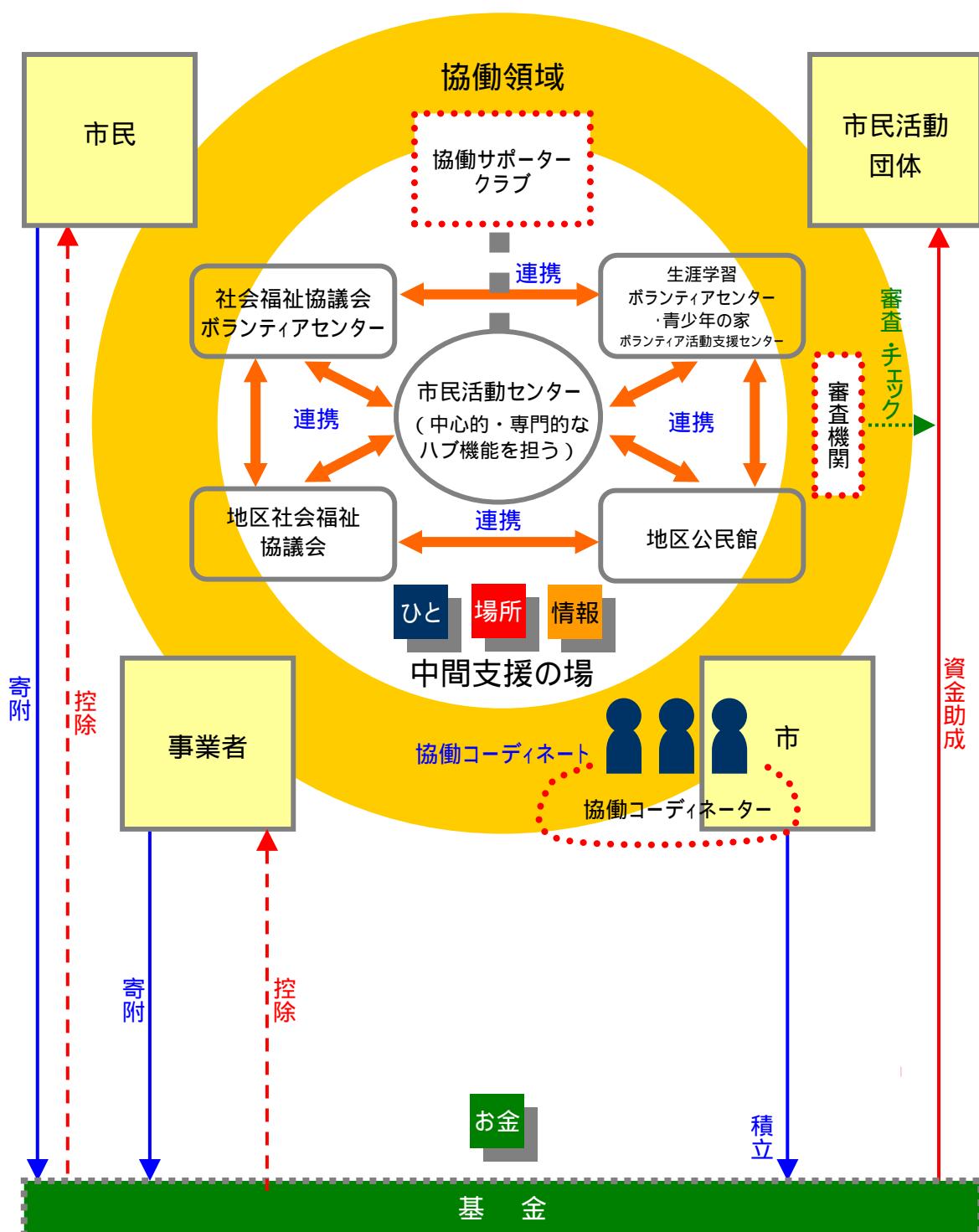


図 - 5

4. 始まります！市民協働のまちづくり

安城市は、平成22年4月1日に「安城市自治基本条例」を施行し、市民が主役の自治の実現を図るために、市民参加と協働によりまちづくりを進めていくことを定めました。

平成23年4月1日には、市政への市民参加の具体的な手続きを定めた「安城市市民参加条例」を施行し、その歩みを着実に前進させてきました。

そして、この「協働に関する指針」の策定により、いよいよ市民参加と協働のしくみが形になり、いわば自治基本条例に両輪がそろい市民参加と協働のまちづくりが大きく進み始めます。平成24年度には「協働に関する指針」の理念を表した、「(仮称) 安城市市民協働推進条例」の制定も予定しており、市民協働の推進がゆるぎないものになります。

また、条例の制定にあわせて、市民協働を推進するための具体的施策や制度を定める、「市民協働推進計画」の策定も進めています。

「だれもが幸せに暮らし続けられるまち」を、みんなでつくりあげていくために、市民協働を推進していきます。

【参考資料】

1、安城市市民参加条例と協働に関する指針策定審議会の委員名簿

(敬称略)

役職	氏 名	職 名	区分
1 会長	加藤 勝美	安城市町内会長連絡協議会会長	公共的団体
2 副会長	大参 斌	安城商工会議所専務理事	
3 委員	太田 克子 (H22.3.23~ H23.5.21) 横山 松男 (H23.5.21~)	安城市ボランティア連絡協議会 会長	
4 委員	柴田 茂博 (H22.3.23~ H23.5.24) 山寄 正裕 (H23.5.24~)	社団法人安城青年会議所理事長	
5 委員	大場 順也	アイシン・エィ・ダブリュ株式 会社 総務部次長	企業
6 委員	山内 正幸	碧海信用金庫 理事執行役員総務部長	
7 委員	大野 裕史	NPO愛知ネット事務局長	市民団体
8 委員	古濱 利枝子	NPO安城まちの学校事務局長	
9 委員	二宗 博美 (H22.3.23~ H23.4.16) 旭 多貴子 (H23.4.16~)	さんかく21・安城会長	
10 委員	草薙 玲子	安城生涯学習まちづくり企画人 代表	
11 委員	小森 義史	市民会議会長	市民会議
12 委員	石川 政子	市民会議副会長	
13 委員	小鹿 登美	市民会議副会長	
14 委員	昇 秀樹	名城大学教授	学識経験者

2、審議会 審議記録

開催回数	年月日	議題内容
第1回	平成22年3月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加条例と協働に関する指針策定体制について ・市民参加条例と協働に関する指針策定スケジュールについて ・市民活動団体の実態および協働・支援に関するアンケート結果について
第2回	平成22年6月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・市民会議の進捗状況について ・市政への「市民参加」に関するアンケート結果について
第3回	平成22年9月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加条例の市民会議最終素案について
第4回	平成22年10月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加条例（案）について ・今後のスケジュールについて
第5回	平成23年1月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加条例（案）に対するパブリックコメントによる提出意見と市の考え方について ・市民参加条例の今後のスケジュールについて ・市民会議における協働の進捗状況について
第6回	平成23年6月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・市民会議の「協働に関する指針」中間まとめについて ・今後のスケジュールについて
第7回	平成23年10月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・協働に関する指針（案）について ・市民協働に関するアンケート結果について
第8回	平成23年11月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・協働に関する指針（案）について
第9回	平成24年2月20日 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・協働に関する指針（最終案）について ・市民協働推進条例パブリックコメント案について

3、安城市市民参加条例と協働に関する指針を考える市民会議
(略称:あんねっと)のメンバー名簿

(敬称略)

	氏名		氏名
公募市民		21	吉村了子(H23 から)
1 小森義史(会長)		22	田村紗恵子(H23 から)
2 石川政子(副会長)		23	山下眞志(H23 から)
3 小鹿登美(副会長)		24	横山松男(H22 まで)
4 池端伸二			職員プロジェクトチーム
5 入倉幸代		25	岩井和子
6 萩野留美子		26	太田芳樹
7 神谷和明		27	太田三貴
8 鬼頭絹江		28	大竹順子
9 杉浦武雄		29	杉浦庄太郎
10 須藤房美		30	谷川敬芳
11 南里 幸		31	深津高弘
12 舟橋正浩		32	天野美喜太(H23 から)
13 古居敬子		33	杉浦俊洋(H23 から)
14 矢田良一		34	杉江美奈子(H23 から)
15 稲垣和志(H23 から)		35	山口然子(H23 から)
16 鬼頭茂雄(H23 から)		36	久野晃広(H22 まで)
17 築山生美(H22 まで)		37	深谷英衛(H22 まで)
18 永井 力(H22 まで)		38	横手憲治郎(H22 まで)
社会福祉協議会・関係団体			
19 竹内 綾			
20 青山美和(H23 から)			

4、あんねっと 活動記録

開催回数	年 月 日	内 容	ステップ
市民参加編	第 1 回	平成 21 年 12 月 21 日	話し合いの土台づくり理想を描く
	第 2 回	平成 22 年 1 月 21 日	勉強会(1)現状を見つめ直す
	第 3 回	平成 22 年 2 月 10 日	勉強会(2)理解を深め課題の抽出
	第 4 回	平成 22 年 3 月 26 日	ガイドラインの提示 分科会による素案検討準備
	第 5 回	平成 22 年 4 月 26 日	分科会 1 <総則編 >
	第 6 回	平成 22 年 5 月 10 日	分科会 2 <市民参加の保障編>
	第 7 回	平成 22 年 5 月 24 日	分科会 3 <市民参加の手続編>
	第 8 回	平成 22 年 6 月 16 日	分科会 4 <推進・評価・モニタリング編>
	第 9 回	平成 22 年 7 月 30 日	素案のたたき台のリファイン 1
	第 10 回	平成 22 年 8 月 18 日	素案のたたき台のリファイン 2
市民協働編	第 11 回	平成 22 年 9 月 6 日	あんねっと素案の確認
	第 12 回	平成 22 年 10 月 6 日	<参加編>条例素案の確認 <協働編>「そもそもなぜ協働なの？」
	第 13 回	平成 22 年 11 月 5 日	安城の協働って? できていること/足りないもの
	第 14 回	平成 22 年 12 月 1 日	「プレイヤーの役割・責務」ほか
	第 15 回	平成 23 年 2 月 16 日	確認しよう！協働の基本方針 (市民会議のまとめ)
	第 16 回	平成 23 年 4 月 27 日	新年度キックオフ全体会
	第 17 回	平成 23 年 6 月 17 日	テーマ研究分科会 1 <具体的な施策等の研究 1 >
	第 18 回	平成 23 年 7 月 7 日	テーマ研究分科会 2 <具体的な施策等の研究 2 >
	第 19 回	平成 23 年 7 月 27 日	テーマ研究分科会 3 <分科会からの提案まとめ>
	第 20 回	平成 23 年 8 月 26 日	全体会 1 <分科会からの提案まとめ>
市民協働編	第 21 回	平成 23 年 9 月 9 日	全体会 2 <分科会からの提案発表を受けての話し合い～全体提案へ>
	第 22 回	平成 23 年 10 月 13 日	全体会 1 <たたき台検討 & よりよくするために 1 >
	第 23 回	平成 23 年 11 月 10 日	全体会 2 <たたき台検討 & よりよくするために 2> 企画しよう！あんねっとフォーラム 1
	第 24 回	平成 23 年 12 月 8 日	全体会 3 <協働に関する指針(案)へ収斂> 企画しよう！あんねっとフォーラム 2
市民協働編	第 25 回	平成 23 年 1 月 19 日	フォーラム会場下見・リハーサル
	第 26 回	平成 23 年 2 月 9 日 (予定)	あんねっとフォーラムふりかえり
	第 27 回	平成 23 年 3 月 15 日 (予定)	これまでのあんねっと全体のふりかえり

情報誌：かわらばん「あんねっと新聞」発行記録

2010年3月発行	【その1】
2010年5月発行	【その2】
2010年6月発行	【その3】
2010年7月発行	【その4】
2010年8月発行	【号外】
2010年10月発行	【その5】
2010年10月発行	【号外】
2011年2月発行	【その6】
2011年3月発行	【その7】
2011年8月発行	【号外】
2011年8月発行	【その8】
2011年11月発行	【号外】

パブリックインボルブメント活動記録

開催日	開催内容
平成22年8月7日(土)～8日(日) (2日間)	第57回安城七夕まつりにて、あんき会とのコラボにより自治基本条例と市民参加条例のPR活動
平成22年10月23日(土)	第13回安城サンクスフェスティバルにて、あんき会とのコラボにより自治基本条例と市民参加と協働に関するアンケート調査を実施
平成23年8月7日(日)	第58回安城七夕まつりにて、あんき会とのコラボにより自治基本条例と市民参加と町内会と協働に関するアンケート調査を実施
平成23年10月22日(土)	第14回安城サンクスフェスティバルにて、あんき会とのコラボにより自治基本条例と市民参加条例と協働に関するアンケート調査を実施

フォーラム開催記録

市民参加＆協働のしくみづくりきっと・もっと・できる！ ～安城のパートナーシップ～

平成22年2月28日(日) 午後1時30分から午後4時まで
場所：秋葉いこいの広場レストハウス 参加者：20名

自治基本条例1周年記念 お茶しながらわいわい語りあおうかい (あんき会と協働開催)

平成23年2月27日(日) 午後1時30分から午後4時まで
場所：安城市民交流センター 参加者：88名

わくわく交流会2012～今日どう？(協働)つながるっていいネ！～ (市民活動センターと協働開催)

平成24年1月29日(日) 午後1時から午後4時まで
場所：安城市民交流センター 参加者：60名(予定)

5、アンケート調査

市民活動団体の実態および協働・支援に関するアンケート調査

調査対象 安城市民活動センター登録団体 259団体(2010/12/16登録)
回答数 134団体
回答率 51.73%

市政への「市民参加」に関するアンケート調査

調査票配布箇所 市役所(本庁舎・北庁舎・西庁舎) 地区公民館(11)
市民活動センター、ボランティアセンター(社会福祉協議会) 安城市主催イベント
回答数 / 配布枚数 1,134枚 / 2,500枚
回答率 45.36%

市民活動団体の実態および協働・支援に関するアンケート調査結果

調査対象 安城市在住の16歳以上の男女
抽出方法 無作為抽出
調査対象者数 2,000人
有効回答数 1,033人
回答率 51.65%

安城市 協働に関する指針

発行 平成24年 月 日

安城市役所 市民生活部 市民協働課

お問い合わせ：電話 0566-71-2218

FAX 0566-76-1112

e-mail kyodo@city.anjo.lg.jp